

令和8年度 市民税・県民税(住民税)の申告の手引き -神戸市-

申告が必要な方は、この申告の手引きをお読みいただき、期限内に申告してください。

フローチャート結果A～Dの説明・・・2 ページ 申告書提出方法・問い合わせ先・・・3 ページ
必要なもの・記入方法等・・・4～9ページ 申告期間・会場来庁予約・・・10ページ

まずは、申告する必要があるかどうかフローチャートで確認しましょう。

→ はい → いいえ に沿って進み、到達したA～Dについて2～3ページの説明を読んでください。

スタート

令和8年1月1日時点、神戸市に住所があった

いいえ

令和8年1月1日にお住まいの市町村に申告してください

はい

令和7年中(2025年1月1日～2025年12月31日)に収入が0円、
または遺族年金・障害年金・雇用保険などの非課税所得のみだった

はい

いいえ

A

- ▶ 所得証明書・非課税証明書の発行
- ▶ 国民健康保険ほか各種保険制度の利用・判定
- ▶ 公営住宅や教育、各種福祉関係制度の利用・判定

等のため、

神戸市へ申告が必要な場合あり

令和7年中にあった収入へ
(複数ある場合は、それぞれに)進んでください

給与収入
アルバイト・パート
日雇いなども含む

年金収入
国民年金、厚生年金
共済年金、企業年金
恩給等

その他収入
事業・農業・不動産
個人年金等の雑収入
その他左記2種類に
当てはまらない収入

勤務先(給与支払者)が
神戸市に給与支払報告書を提出
(不明な場合は勤務先に確認してください)

公的年金等の
収入額が400万円以下
(国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金、恩給等)

課税所得
あり
(収入－必要経費－所得控除)

いいえ

はい

はい

いいえ

いいえ

はい

源泉徴収票に記載がない控除(医療費や保険料等)
を申告したい・記載があるが変更したい

はい

いいえ

収入は給与のみである
(または公的年金等のみ)

はい

いいえ

B

税務署(※)又は神戸市へ申告が必要

C

申告は不要

D

税務署へ申告が必要(※)

(※)税務署へ確定申告する方は、神戸市への住民税の申告は原則不要です

到達したA～Dの詳細は次のページ



申告要否フローチャート(1ページ)結果A～Dの説明

A 神戸市へ申告が必要な場合あり に到達した方⇒以下に該当なら神戸市へ市県民税申告する

- 所得証明書・非課税証明書が必要（令和8年度証明書の発行開始は令和8年5月下旬です）
- 国民健康保険などの各種保険や福祉・公営住宅・教育など各種制度の利用・判定のために「非課税」の決定が必要

非課税であることを決定するためには、市民税・県民税(住民税)の申告が必要です。
収入がない方や遺族年金・障害年金・雇用保険などの非課税所得のみであった方でも、申告をしない場合は、「未申告」となり、非課税の決定はできません。

B 税務署(※)又は神戸市へ申告が必要 に到達した方⇒税務署へ確定申告又は神戸市へ市県民税申告する

税務署へ所得税の申告(確定申告)が必要な方

- 源泉徴収票に記載のない控除を申告したい・記載のある控除を変更したい方で、所得税の源泉徴収税額がある
- フローチャートの「D 税務署へ申告が必要(※)」に当てはまる

確定申告については、お住まいの区を担当する税務署へお問い合わせください。
上記に該当しない方は、神戸市へ市民税・県民税(住民税)の申告が必要です。詳しくは神戸市へお問い合わせください。
なお、税務署へ確定申告する方は、神戸市への市民税・県民税の申告は**原則不要**です。

C 申告は不要 に到達した方 ⇒ 申告の必要はありません

- 収入が給与収入のみの方で、勤務先が神戸市へ給与支払報告書を提出済である
 - ※ 一般的に、勤務先から給与所得の源泉徴収票が発行されていれば給与支払報告書が提出されています。
 - ※ 提出されているか不明な場合は勤務先へご確認ください。
 - ※ 勤務先が複数ある場合は、すべての勤務先から提出いただく必要があります。
- 収入が公的年金等のみで、その収入合計額が400万円以下

勤務先や年金支払者等から提出された課税資料に基づき、市民税・県民税(住民税)の計算を行うため申告は不要です。
ただし源泉徴収票に記載のない控除を申告したい・源泉徴収票に記載がある控除を変更したい方は申告が必要です。

D 税務署へ申告が必要(※) に到達した方 ⇒ 税務署へ所得税の確定申告をする

- 給与収入または公的年金等収入以外の収入があり、課税所得がある（収入－必要経費－所得控除＞0）
- 給与収入が2,000万円を超える
- 給与収入があり、給与収入以外の所得が20万円を超える（超えない時は市民税・県民税(住民税)の申告が必要）
例：給与を1カ所から受けていて、公的年金等の収入金額が80万円(昭和36年1月1日以前生まれの方は130万円)を超える
- 公的年金等収入の合計額が400万円を超える
- 外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある

詳しくはお住まいの区を担当する税務署へお問い合わせください。
なお、税務署へ確定申告する方は、神戸市への市民税・県民税の申告は**原則不要**です。

税務署	担当区	電話番号	税務署	担当区	電話番号	税務署	担当区	電話番号
芦屋税務署	東灘区	0797-31-2131	兵庫税務署	兵庫区 北区	078-576-5131	須磨税務署	須磨区 垂水区	078-731-4333
灘税務署	灘区	078-861-5054						
神戸税務署	中央区	078-391-7161	長田税務署	長田区	078-691-5151	明石税務署	西区	078-921-2261

パソコンやスマートフォンで申告書の作成・税額の試算

「神戸市住民税額シミュレーションシステム」を利用して、**申告書の作成**及び**税額の試算**を行うことができます。
詳しくは神戸市ホームページをご覧ください。

神戸市 税額計算 検索



申告書の提出方法

24時間受付！ インターネットで提出	収入・控除がない方	令和7年中に収入がない方で、各種控除に該当しない方が利用できます。 1.「e-KOBE(神戸市スマート申請システム)」に利用者登録し、ログイン 2. フォームに入力するだけの簡単申告！ 3. 申告内容を「申告の控」としてダウンロードできます。 4. 不備等があった場合、申告手続きの差戻しなどをメールで通知します。必ずご確認ください。 詳しくは神戸市ホームページへ。申告方法を動画でご紹介しています。
	全ての方	収入があった方、各種控除に該当する方は、 ^{エルタックス} eLTAX で申告できます。詳しくは同封のお知らせチラシ、神戸市ホームページをご覧ください。 1. マイナンバーカード(※)を準備 2. マイナポータル/eLTAXホームページ/神戸市ホームページからeLTAXへアクセス 3. 申告内容を入力・送信。申告完了時に申告書をPDF形式でダウンロードできます。 (※)カードには有効な署名用電子証明書の搭載が必要。このほか申告者の特定・確認のため、券面事項入力補助用パスワード(数字4桁)、署名用電子証明書用パスワード(英数字6～16桁)の入力が必要。 神戸市 インターネット申告 検索 郵送料不要！待ち時間なし！24時間受付！インターネット申告をぜひご利用ください！

提出 郵送で	全ての方	同封の封筒に、記入した申告書と添付書類を入れて、切手を貼って送付してください。 [注意事項] ・ 封筒重量に応じた切手を貼ってください。 ・ 添付書類不足の場合は控除を適用できないことがあります。 ・ 添付書類が多く同封の封筒に入らない場合は、別の封筒で下記送付先までお送りください。その際、別の封筒で送付する旨のメモをそれぞれの封筒に同封してください。 ・ 申告書の「控」が必要な方は、申告書二面②の裏面左下のチェック欄に☑をし、宛先を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。切手・返信用封筒がないと返送できません。 ・ 返送には1ヶ月以上かかる場合があります。あらかじめご了承ください。 [送付先] 〒653-8771 神戸市個人市民税担当 市県民税申告書 郵送受付の係 ※こちらは郵送申告専用の送付先です。送付先住所の記入は不要です。
	全ての方	申告書を事前に記入し、必要な添付書類と本人確認書類をご持参ください。 会場ごとの設置期間・受付時間は、10ページ 申告期間と会場一覧をご覧ください。 [注意事項] 各区の申告会場では事前の来庁予約が必要です。予約の詳細は10ページをご覧ください。

問い合わせ

神戸市 市県民税申告コールセンター TEL 078-600-0778
FAX 078-647-9560
令和8年1月23日(金)～3月23日(月) 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

- 市民税・県民税(住民税)の申告に関する相談や疑問にお答えします。
- 週のはじめや申告期限の間際等、時期や時間帯によって電話がつながりにくい場合があります。
- 上記コールセンターでは、所得税の確定申告に関する問い合わせにはお答えできません。確定申告に関する問い合わせ先はP.2をご確認ください。

所得や税額の計算方法、説明等詳細な
情報を知りたい方は、神戸市ホームページをご覧ください。

神戸市 個人の住民税 検索



動画で見る申告書の作成方法

🔍 神戸市 市県民税申告書作成動画 🔍



申告書の作成方法の動画をご覧ください。詳細は神戸市ホームページをご確認ください。

申告に必要なもの

- ① 令和8年度市民税・県民税の申告書
- ② 令和7年中の収入や必要経費がわかるもの
・給与収入がある方・・・給与所得の源泉徴収票(コピー可) ※ 源泉徴収票がない場合は給与明細、支払証明書等
・年金収入がある方・・・公的年金等の源泉徴収票(コピー可)
・上記以外の所得がある方・・・収入金額と必要経費のわかる書類
- ③ 適用を受ける各種控除の証明書や領収書等 ※ 添付がない場合、控除を適用できない場合があります。
- ④ 個人番号カードまたは通知カードのコピー
※ 令和8年1月1日に、神戸市に住民票のない方のみ、コピーの添付と申告書への記入が必要です。
①配偶者の欄・②扶養する親族の欄・8 事業専従者の欄に記載する者についても同様です。

各種控除と添付が必要な書類一覧		
※ いずれか一方を選択	☐ 従来の医療費控除	・同封の従来の医療費控除用の明細書 (各医療機関が発行する明細書ではありません のでご注意ください。) ・医療費通知 医療費控除の明細書は、 🔍 神戸市 医療費控除 🔍 神戸市ホームページ にも掲載しています
	☐ セルフ メディケーション税制 (医療費控除の特例)	セルフメディケーション税制用の明細書 神戸市ホームページより用紙を 印刷・記入して、提出してください。 🔍 神戸市 セルフメディケーション税制 🔍 ・領収書 (医療費通知に記載がある場合を除く。) ・セルフメディケーション税制適用の 場合、健康の増進及び疾病の予防 として一定の取組を行ったことを 明らかにする書類
☐ 社会保険料控除		健康保険料等・・・領収書等 国民年金保険料・国民年金基金の掛金・・・控除証明書 (控除証明書がない場合は領収書等の支払いを証明するもの)
☐ 小規模企業共済等掛金控除		掛金の証明書
☐ 生命保険料控除、地震保険料控除		支払保険料の証明書(控除証明書)
☐ 寄附金税額控除		寄附先団体等から交付された寄附金の受領書等
☐ 障害者控除		身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のコピー (氏名・等級・交付日が確認できるページ) 障害者控除対象者認定書等
☐ 勤労学生控除		学生証のコピー・在学証明書等
☐ 日本国外に居住する親族 に関する扶養控除、配偶者(特別) 控除、障害者控除 等		親族関係書類及び送金関係書類 詳細は、神戸市ホームページをご覧ください。 🔍 神戸市 住民税 国外扶養 🔍

「医療費控除の明細書」の記入方法

医療費控除の適用を受ける方は、下記の記入方法をご覧ください。同封の「医療費控除の明細書」を作成してください。**領収書では、控除を適用できません。**

※ 下記の記入方法は従来の医療費控除用であり、セルフメディケーション税制用ではありません。

📅 年分、申告する方の住所、氏名を記入します。
年分は「令和7」です。

医療費控除の明細書は、
神戸市ホームページにも
掲載しています。



🔍 神戸市 医療費控除 🔍

〈医療費通知をお持ちの方〉

△ 医療費通知を必ず添付してください。

1 医療費通知に関する事項

(1)

医療費通知に記載された医療費の額

📅 通知に記載のある自己負担額の合計額を記入してください。

(2)

(1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額

📅 (1)で記載した医療費のうち令和7年中に実際に支払った金額の合計額を記入してください。

※ 令和6年中に支払った医療費の記載がある場合、令和6年中に支払った金額は記入しないでください。

※ 令和6年中に支払った医療費の記載がない場合、(1)と(2)の医療費の額は同額になります。

〈医療費通知がない〉〈医療費通知に記載のない医療費がある〉〈医療費通知に年の途中までしか記載がない〉

2 医療費(上記1以外)の明細

△ 領収書の提出は不要です。

📅 医療を受けた方、病院・薬局などの支払先ごとに令和7年1月～12月に支払った金額を集計し、
記入してください。

※ 上記の1 医療費通知に関する事項に金額を記載した場合、その医療費の金額は除外してください。

※ 同一生計の親族のために支払った医療費も控除の適用を受けることができます。

医療費の区分 「その他の医療費」・・・公共交通機関での通院費や医療用器具の購入等が該当します。
生命保険や社会保険などで補てんされる金額・・・生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法等に基づき受け取った
保険金や給付金(入院給付金、出産育児一時金、高額療養費等)があ
る場合にその金額を記入してください。

タクシー代、自家用車駐車料金、ガソリン代の取り扱い・・・医療費控除の明細書の裏面掲載の説明をご覧ください。

医療を受けた方 の氏名	病院・薬局など の支払先の名称	医療費の区分	支払った医療費	左のうち生命保険や社会 保険などで補てんされる金額
神戸 太郎	〇〇病院	☒ 診察・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	50,000 円	
同上	〇〇バス	☐ 診察・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☒ その他の医療費	2,000 円	
神戸 花子	〇〇薬局	☐ 診察・治療 ☐ 介護保険サービス ☒ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	3,000 円	
2の合計			55,000 円	

① ＜共通部分＞ 住所・氏名・生年月日等の必要事項を記入

【記入箇所：一面の上段】

あらかじめ印字されている場合は、印字内容が正しいかご確認いただいた上で、申告者氏名を自署してください。
印字内容が古かったり誤りである場合は、現在の正しい内容を記入してください。

現住所	神戸市長田区二葉町5-1-32		フリガナ	コウベ タロウ	
			氏名	神戸 太郎	
令和8年1月1日の住所	☒ 同上	職業	無職	屋号 雅号	
				世帯主 の氏名	神戸 太郎
				世帯主 の続柄	本人
給与の支払者等 (電話番号)	() - () - ()	生年月日	昭和49.1.1		電話 番号
					自宅 078 - △△△ - ○○○○ 携帯 090 - ××× - ××××
個人番号 (マイナンバー)	令和8年1月1日に、神戸市に住民票のない方のみ、ご記入ください。				
	番号確認 ☐ 済 ☐ 未 本人確認 ☐ 済 ☐ 未				

現住所……………現在お住まいの場所で郵便物の届くところを記入してください。

1月1日の住所……………令和8年1月1日現在の住所を記入してください。
現住所と同じ場合は「□同上」に☑してください。

氏名……………氏名およびフリガナを記入してください。

生年月日……………元号・西暦から日まで、正確に記入してください。

電話番号……………連絡がしやすい電話番号を記入してください。

個人番号……………令和8年1月1日に、神戸市に住民票のない方のみ、記入してください。
(マイナンバー)

② ＜公的年金等の収入のみの方＞ 「1 令和7年中の収入金額」に記入(1)

※ 各種控除に関する内容や扶養親族について(二面①)の書き方は、8～9ページをご覧ください。

① 令和7年分 公的年金等の源泉徴収票の「支払金額」を転記します。

公的年金等の源泉徴収票が複数ある場合は、支払金額をすべて合計してください。

※ 公的年金等の種類：国民年金・厚生年金・共済年金・企業年金・恩給等

※ 企業年金を一括で受け取っている場合は一時所得又は退職所得になります。

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票									
支払を受ける者		住所又は居所 神戸市長田区二葉町5-1-32							
(フリガナ)									
氏名		神戸 太郎		生年月日		34 年 4 月 2 日			
区分		支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額					
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分		3 0 0 0 千 0 0 0 円							
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分									
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分									
所得税法第203条の3第7号適用分									
本 人		源泉控除対象配偶者の数		控除対象扶養親族の数		障害者の数		非障害者である親族の数	
特 別 障害者	その他の 障害者	ひとり親 家庭	一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他
					人	人	人	人	人
源泉控除対象配偶者		控除対象扶養親族		16歳未満の扶養親族		社会保険料の額			
(フリガナ)		(フリガナ)		(フリガナ)		200 千 000 円			
氏名		氏名		氏名					

③ ＜納付方法を変更したい方＞ 「2 納付方法」に記入

【記入箇所：一面の中段下】

- ① 公的年金等に係る市民税・県民税の徴収方法は変更できません。
- ② 給与収入と合わせて給与天引きを希望する方は、1. に☑してください。
- ③ 給与以外の収入を給与天引きしたくない方は、2. に☑してください。

2 納付方法

給与収入がある方で、給与収入以外の収入に係る市民税・県民税について希望する納付方法に☑してください。

- ☒ 1. 給与から引落し (特別徴収) ☐ 2. 自分で納める (普通徴収)

※65歳以上の方の公的年金等に係る市民税・県民税は、公的年金等からの引落しです。

④ ＜収入がなかった方＞ 「4 収入がなかった方」に記入

※遺族・障害年金、雇用(失業)保険、傷病手当等の非課税所得のみの方も、本例を参考に記入してください。

※各種控除に関する内容や扶養親族について(二面①)の書き方は、8～9ページをご覧ください。

【記入箇所：一面の右下】

- ① 「上記収入なし□」に☑してください。
- ② 1～4のあてはまる項目の□に☑してください。
記入項目があるものは記入してください。

4 収入がなかった方

上記収入なし ☒ (左に☑した方は、下記の1～4の項目にも☑してください。)

- 1 ☒ 仕送り又は扶養されていた。
仕送り又は扶養していた人の (氏名) 神戸 一郎
(住所) 神戸市中央区加納町6丁目5-1 (続柄) 父
- 2 ☐ 遺族年金、☐ 傷病手当、☐ 障害年金等を受給していた。
- 3 ☐ 雇用保険を受給していた。
(受給期間) 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 ☒ 貯蓄 ☐ 生活保護 ☐ 児童扶養手当 ☐ その他()

② ＜公的年金等の収入のみの方＞ 「1 令和7年中の収入金額」に記入(2)

【記入箇所：一面の中段】

		収入金額		必要経費	
1 令和7年中の収入金額	事業	①営業等	円	円	
		②農 業	円	円	
		③不 動 産	円	円	
		④利 子	円		
		⑤配 当	円	円	
		⑥給 与	円	円	
雑 譲渡	⑦公的年金等	3,000,000 円	給与所得・年金所得のいずれもある場合又は給与収入が850万円超の場合で条件に該当する方は☑してください。 ※ 詳細は別冊「令和8年度の市民税・県民税(住民税)の計算方法と森林環境税」を確認してください。		
	⑧そ の 他	円	円		
	⑨ ⑩ 短期・長期	円	円		
	⑪一 時	円	円		

⑤ <各種控除に該当する方> 申告書の二面①を記入 ➡

【記入箇所:二面①上段】 所得から差し引かれる金額等を記入します。

⑬医療費控除 ※次のいずれか一方しか選択できません。

[従来の医療費控除] 令和7年中にあなたが支払った医療費がある場合の控除です。
支払った医療費の合計と保険等により補てんされた金額を記入してください。

※ 支払った医療費等の実質負担額が10万円(所得金額が200万円未満の人は「総所得金額等×5%」の額)を超えた場合
その超えた金額をその年の所得から差し引きできます。

[セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)] 令和7年中に「スイッチOTC医薬品※」を購入した場合の控除です。
「セルフメディケーション税制を選択□」に☑して、対象のOTC医薬品の年間購入金額を記入してください。

※ スイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品です。
※ スイッチOTC医薬品を購入した費用が12,000円を超えた場合、その超えた金額(上限88,000円)をその年の所得から
差し引きできます。

⑭社会保険料控除
令和7年中に社会保険料を支払った場合の控除です。
公的年金等の源泉徴収票をお持ちの方は、源泉徴収票に記載の社会保険料の額を「源泉徴収票記載社会保険料」の欄に
記入してください。この場合、公的年金等の源泉徴収票の摘要欄に記載されている社会保険料の内訳を記入する必要は
ありません。

※ 公的年金等からの源泉徴収とは別に納付書や口座振替で保険料を支払った場合は、各項目にあわせてご記入ください。
※ 公的年金等からの源泉徴収分は、源泉徴収された本人の社会保険料控除です。親族の社会保険料控除にはできません。

⑯生命保険料控除
令和7年中に生命保険契約等又は、個人年金保険契約等に基づいて、支払った保険料や掛金がある場合の控除です。
項目ごとに支払った金額を記入してください。

令和7年分 生命保険料控除証明書

適用制度(前面を参照ください)
新生命保険料控除制度

R7年 9月までのお支払額を以下のとおり記載いたします。

一般生命保険料 (A)	40,000円	配当金(相当額) (B)	1,000円	一般証明額 (A)-(B)	39,000円
介護医療保険料 (C)	20,000円	配当金(相当額) (D)	1,000円	介護医療証明額 (C)-(D)	19,000円
個人年金保険料 (E)	35,000円	配当金(相当額) (F)	500円	個人年金証明額 (E)-(F)	34,500円

この場合、適用制度が「新生命保険料控除」で、
「一般申告額」が69,000円
「介護医療申告額」が34,500円
なので、右の記入例のとおりに記入します。

令和7年分 生命保険料控除証明書(個人年金用・一般用)

適用制度(前面を参照ください)
旧生命保険料控除制度

R7年 9月までのお支払額を以下のとおり記載いたします。

一般生命保険料 (A)	120,000円	配当金(相当額) (B)	1,000円	一般証明額 (A)-(B)	120,000円
個人年金保険料 (C)	30,000円	配当金(相当額) (D)	0円	個人年金申告額 (C)-(D)	30,000円

この場合、適用制度が「旧生命保険料控除」で、
「一般申告額」が120,000円
「個人年金申告額」が30,000円
なので、右の記入例のとおりに記入します。

5 所得から差し引かれる金額	⑫ 雑損控除	損害金額 円	補てんされる金額 円	うち災害関連支出金額 円
	⑬ 医療費控除	支払った医療費又は対象のOTC医薬品購入費 円		補てんされる金額 円
		セルフメディケーション税制を選択 □		
	⑭ 社会保険料控除	国民健康保険料 円	後期高齢者医療保険料 円	国民年金保険料 円
		介護保険料 円		源泉徴収票記載社会保険料 200,000円
	⑮ 小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の合計額 円		
⑯ 生命保険料控除	新生命保険料の合計 69,000円	旧生命保険料の合計 120,000円		
	新個人年金保険料の合計 円	旧個人年金保険料の合計 30,000円	介護医療保険料の合計 34,500円	
⑰ 地震保険料控除	支払った保険料の合計 円		うち長期損害保険料 円	

⑱ あなたが該当する事項を○で囲み、☑してください。

特別障害者 身体(1級)精神()療育() 交付日(R7.4.7)有効期限()	認定(特・普) 婚姻後 ☑死別 □生死不明 ※総所得金額等が58万円以下の生計同一の子 有に限る	勤労学生 (学校名) 未成年者 平成20年1月3日以降生まれの人
	⑲ 配偶者(控除対象配偶者/同一生計配偶者/配偶者特別控除の対象者)	
フリガナ氏名 コバメ子 神戸 梅子	障害者控除 身体()精神()療育() 交付日()有効期限()	認定(別居の場合)住所 ☑同居 □別居
生年月日 明・大 38.11.12	給与収入額 800,000円	年金収入額 500,000円
個人番号(マイナンバー)	令和8年1月1日に、神戸市に住民票のない方のみ、ご記入ください。	

⑳ 配偶者以外の扶養する親族(生計同一で合計所得金額58万円以下の扶養親族/生計同一・58万円超、19歳以上23歳未満の特定親族特別控除対象者)		
フリガナ氏名 シンガタハコ 新長田 春子	障害者控除 身体()精神()療育() 交付日()有効期限()	認定(特・普) ☑同居 (別居時) □別居 住所
続柄 母	個人番号(マイナンバー)	合計所得金額 328円
フリガナ氏名 コバハナエ 神戸 はなえ	障害者控除 身体()精神()療育() 交付日()有効期限()	認定(特・普) ☑同居 (別居時) □別居 住所 神戸市中央区加納町6-5-1
続柄 子	個人番号(マイナンバー)	合計所得金額 340円

6 税額控除	住宅借入金等特別税額控除	居住開始年月日(平・令) 特	都道府県・市町村又は特別区に対する寄附金(ワンストップ特例分を含む) 円
	配当割額控除	円	兵庫県共同募金会、日本赤十字社兵庫県支部に対する寄附金 円
	株式等譲渡所得割額控除	円	条 例 指定分 円
		円	神戸市 兵庫県

㉑扶養する親族 扶養する親族の氏名、住所、生年月日を記入してください。

住宅借入金等特別税額控除

居住開始年月日、住宅借入金等特別控除可能額を記入してください。

特定取得に該当する場合は、「特」に○を記入してください。

寄附金税額控除

令和7年中に2,000円以上の寄附を行った方は、あてはまる項目に寄附をした金額を記入してください。

(※1)市県民税の申告書を提出する場合、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は適用されません。全ての寄附先の金額を記入してください。

(※2)上記のワンストップ特例が非該当となり、所得税分のふるさと納税に係る控除を申告したい方は、税務署へ所得税の申告(確定申告)をしてください。

⑱ ⑲ ⑳障害者控除

⑱あなたが障害者に該当する場合、どちらかを○で囲んでください。

普通障害者
令和7年12月31日時点で、障害者手帳の交付を受けている方や福祉事務所の認定を受けている方等

特別障害者
普通障害者に該当する方で、
・身体(青色) 1・2級
・精神(白色) 1級
・療育(緑色) A判定
にあてはまる方
また、福祉事務所から特別障害者の認定を受けている方等
※上記()内は手帳の色です。

⑱ ⑲ ㉑あなたや配偶者又は扶養する親族の方が障害者である場合は、身体・精神・療育のあてはまる項目の()内に障害の程度を記入し、手帳の交付日と有効期限を記入してください。
福祉事務所長の認定を受けている方は、障害の程度欄は記入不要です。

⑲ ㉑個人番号(マイナンバー)

配偶者又は扶養する親族の方が令和8年1月1日に、神戸市に住民票のない場合のみ、記入してください。

⑲配偶者

配偶者がいる場合、該当者の氏名、住所、生年月日、収入を記入してください。

㉑扶養する親族

特定親族特別控除を申告する場合は、該当する控除額を○で囲み、合計所得金額を記入してください。
どの控除額に該当するかは、「計算方法と森林環境税」p3(8)扶養控除/特定親族特別控除の説明をご覧ください。

申 告 期 間 と 会 場 一 覧

申 告 期 間 … 令和8年2月1日(日)～3月16日(月)

新長田合同庁舎と各区会場の設置期間 … 下記表のとおり、会場毎に期間が異なります。

会 場 の 受 付 時 間 … 午前9時～11時30分、午後1時～5時
 ※土・日・祝日は、申告会場を設置していません※ (北神区文化センターは午後4時で終了)

予約不要の申告会場	期 間	予約開始日は問い合わせが殺到し、申告コールセンターに電話がつながりにくくなります。24時間受付のインターネット予約をご利用ください。	
新長田合同庁舎 3 階	2/2 (月) ～ 3/16 (月)		
予約制の申告会場	期 間	電話予約開始	ネット予約開始
中 央 区 役 所 8 階	2/10 (火) ～ 2/13 (金)	2/4(水) 午前9時	オススメ！ 2/3(火) 午前0時
北 須 磨 支 所 5 階	2/10 (火) ～ 2/13 (金)		
西 区 役 所 2 階	2/17 (火) ～ 2/19 (木)		
北神区文化センター 2 階	2/17 (火) ～ 2/19 (木)	2/10(火) 午前9時	インターネット予約の疑問は、申告コールセンターへ！ 申告コールセンターの詳細は3ページ
東 灘 区 役 所 3 階	2/20 (金) ～ 2/25 (水)		
垂 水 区 役 所 1 階	2/20 (金) ～ 2/27 (金)		
北 区 役 所 5 階	2/26 (木) ～ 3/2 (月)	2/19(木) 午前9時	
兵 庫 区 役 所 2 階	3/3 (火) ～ 3/5 (木)		
灘 区 役 所 1 階	3/3 (火) ～ 3/5 (木)		

注1 長田・須磨・北神の各区役所では申告会場を設置していません。

注2 各区役所と北須磨支所では、上記期間外はテレビ電話で申告できます。受付 平日の午前9時～午後5時

予 約 制 申 告 会 場 の 来 庁 予 約

**予約は
先着順** 予約受付・キャンセル登録は、各日、前開庁日の午後5時まで。当日キャンセルは申告コールセンターへお電話を。
来庁時に、ご自身の予約番号と氏名をお伝えください。

予 約 方 法	[インターネットで予約・キャンセル]  Q 神戸市 市民税申告 予約 検索 [電話で予約・キャンセル] TEL 078-600-0778 申告コールセンターにお電話ください。 電話予約した場合はキャンセル時もお電話ください。
注 意 事 項	- 申告書と添付書類は事前に記入し、本人確認書類と一緒に持参してください。 特に、医療費控除の明細書の作成は時間がかかるため、必ず事前に記入をお願いします。(5ページ参照) - お住いの区に関係なくどの会場でも予約できます。 - 申告1名につき1枠を予約できます。複数人の申告をする場合、人数分の枠の予約が必要です。 ご夫婦で申告する場合は2名分の枠を予約してください。 - 予約開始時間は実際の受付開始時間とは異なります。1人あたり原則15分の相談時間としており、 予約開始時間から30分以内に受付を開始します。 - 当日、予約開始時間に15分遅刻されますとキャンセル扱いといたします。 - 予約開始時間前の早すぎる来庁はお控えください。 - 予約がない方は、長時間お待ちいただいたり、その日の相談をお断りする場合があります。